

# 「障害者雇用相談援助助成金」がはじまります

2024年4月から、事業主に対する障害者の一連の雇用管理（裏面）に関する相談援助を実施した認定事業者に対し、助成金を支給します。

## 障害者雇用相談援助事業者認定基準

この助成金は、一定の要件を満たす事業者として労働局から認定を受けた事業者（認定事業者）が労働局等による雇用指導と一体となって障害者の雇い入れや雇用管理に関する相談援助事業（障害者雇用相談援助事業）を実施した場合に支給されるものです※<sup>1</sup>。

### <法人要件>

障害者の一連の雇用管理に関する相談援助の業務の経験を有すること 又は  
障害者の一連の雇用管理に関する実務の経験を有すること  
→特例子会社、もにす認定企業等の障害者雇用の実務の経験を有する者が該当します。

### <人員要件>

- ・ 障害者の一連の雇用管理に関し、5年以上の業務又は実務の経験を有し、2年以上の総括的な指導監督の経験を有する事業実施責任者
- ・ 障害者の一連の雇用管理に関し、3年以上の業務又は実務の経験を有する事業実施者を配置していること。※<sup>2</sup>

### <その他>

- ・ 法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること
- ・ 欠格事由に該当しないこと

- 認定を受ける場合は、必要な申請書類を主となる事業所を管轄する労働局に提出してください。令和6年度からの事業の開始に向けて、令和5年度中から申請を受け付けています。詳細な要件や必要な申請書類等については厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page10\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10_00004.html)



## 支給対象

## 支給額

認定事業者が障害者雇用相談援助事業を行った結果、支援を受けた事業主が障害者の雇い入れのための措置を行った場合

60万円（80万円）※<sup>3</sup>

認定事業者が障害者雇用相談援助事業を行った結果、支援を受けた事業主が対象障害者を雇い入れ、6か月以上その雇用が継続した場合

1人当たり 7.5万円（10万円）※<sup>3</sup>  
注：4人までが上限

## 注意事項・ご案内

いずれの助成についても、障害者雇用相談援助事業を行った認定事業者に対して助成金が支給されます。

- ※<sup>1</sup> 本助成金の支給業務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行います。
- ※<sup>2</sup> 事業実施責任者及び事業実施者の障害者の一連の雇用管理の経験として、裏面の④～⑧の項目について、原則として、身体障害、知的障害、精神障害の全ての種別の者を対象にした実務の経験が必要です。
- ※<sup>3</sup> （ ）内は、認定事業者が中小企業事業主又は除外率設定業種事業主に相談援助を行った場合の支給額。

## 障害者の一連の雇用管理とは

### ① 経営陣の理解促進

経営や人材活用の方針の決定権等をもつ社長など経営陣に対して、障害者雇用促進法の趣旨やノーマライゼーションの観点から企業に求められている責任、障害者雇用を通じた経営改善について理解促進を図ること。

### ② 障害者雇用推進体制の構築

障害者雇用の担当者の明確化を図るとともに、属人化・形骸化しないよう、組織として障害者雇用を推進していくための実効性のある体制の構築を図ること。

### ③ 企業内での障害者雇用の理解促進

経営陣や人事部門の考える障害者雇用の方針、障害者雇用のメリット、働く上で必要な合理的配慮について、障害者を配属する現場の社員の理解促進を図ること。

### ④ 当該企業内における職務の創出・選定

業務の選定やそれに伴い必要となる業務プロセス・組織体制の見直し、受け入れ部署の検討等に当たり、企業全体を把握して分析を行う。また、過去の事例等や他社の取り組み例を活かして、企業の本来業務につながる業務で、障害者が活躍できるよう、企業内における職務の創出・選定を行うこと。

### ⑤ 採用・雇用方針の決定

④の職務の創出・選定の結果を踏まえ、求めるスキルや経験、人物像の整理等採用・雇用方針を決定すること。

### ⑥ 求人への申し込みに向けた準備など募集や採用活動の準備

労働条件の設定、募集媒体の選定、応募状況に応じた条件の見直し、書類選考や採用面接におけるチェックポイントの作成など、募集や採用活動の準備を行うこと。

### ⑦ 企業内の支援体制等の環境整備

労働者の障害の特性に配慮した施設・設備の整備や援助する者の配置など、必要な支援体制等の整備について検討し導入すること。

### ⑧ 採用後の雇用管理や職場定着等

採用後における、業務・作業環境・職場の人間関係等職場適応上の課題が生じた際の課題の把握や予防、解決するための仕組みや体制づくりを行うこと。また、中長期的な活躍も視野に、職場適応状況や本人の希望を踏まえ、業務範囲や勤務時間の拡大等のキャリアアップの仕組みづくりを行うこと。

## 留意事項

この助成金は、障害者雇用ゼロ企業や雇用率が未達成である中小企業、除外率設定業種（特に除外率引き下げによる影響の大きい企業）等に対し、労働局等の雇用指導と一体的に、対象障害者の雇い入れを前提とした支援を行う認定事業者に対し支給されるものです。そのため、原則、**利用事業主に無料で相談援助を行っていただくことを想定しています。**

ただし、利用事業主のニーズに応じ、**追加的な相談援助に関する支援を妥当かつ適切な範囲内で有料により実施することもできます。**

また、この助成金は利用事業主による公共職業安定所への**求人の申し込みが支給の要件の1つとなっています。**仮に利用事業主が求人の申し込みを行うことができず、認定事業者が助成金の支給を受けられない場合は、この支援に関する費用を利用事業主に請求することは原則できませんので、留意してください。

# 障害者雇用相談援助事業 利用に関する事前状況把握書

「障害者雇用相談援助事業」は、都道府県労働局長による認定を受けた事業者が、障害者雇用の経験やノウハウが不足する法定雇用率未達成の事業主に対して、障害者の雇入れやその雇用継続を図るための一連の雇用管理に関する相談援助を行うものです。

利用を希望する事業主の皆さまは、事前に本書類に貴社の障害者雇用の取組状況をご記入いただいた上で、認定を受けた事業者にご利用のご相談をください。

企業名				連絡先		
所在地						
従業員数	人（企業全体）		中小企業事業主の該当（チェック）	<input type="checkbox"/>		
事業内容			除外率設定業種の該当（チェック）	<input type="checkbox"/>		
担当者	部署・役職			氏名		
企業HP						

## 1. 障害者の雇用状況

①は短時間労働者（週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）は0.5人としてカウントしてください。

②は直近の6月1日現在の障害者雇用状況報告書に記載した数を記入してください。

①～②は企業全体の数を記入し、括弧内には障害者の雇入れ予定の事業所があれば、当該事業所の障害者の数を記入してください。

①従業員数	人（ ）	今後1年以内の雇入れ見込み	人
②雇用障害者数	人 うち（身体 人、知的 人、精神 人）		
	（ 人（うち身体 人、知的 人、精神 人））		
③直近の6月1日時点での障害者の実雇用率 ※	%		
④現在の雇用障害者の主な配属部署・業務内容 ※過去に雇用していた場合も含む。			
⑤新たに障害者を配置可能な部署・業務内容 ※現時点で見込みがあれば記載			
⑥外部支援機関との連携・サポートの有無 ※ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	機関名（ ）
⑦障害者の雇入れに向けた取組の内容 ※具体的な取組があれば記載			

※直近の6月1日時点の実雇用率が、民間企業の法定雇用率（2.5%）を上回っている場合は、原則として、障害者雇用相談援助事業の支援を受けられません。雇用率制度に関するご不明な点については、公共職業安定所にお問い合わせください。

## 2. 障害者雇用の課題

①障害者雇用の現状として、該当するものにチェック※複数選択可

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ・社内の理解が得られない                                | <input type="checkbox"/> ・安全面の配慮が適切にできない |
| <input type="checkbox"/> ・障害者雇用のイメージやノウハウがない                         | <input type="checkbox"/> ・雇用管理の仕方が分からない  |
| <input type="checkbox"/> ・どこから手を付けていいか分からない                          | <input type="checkbox"/> ・雇用してもすぐに辞めてしまう |
| <input type="checkbox"/> ・どのような仕事を障害者に任せたらいいか分からない                   |  |
| <input type="checkbox"/> ・採用までの流れ（職場実習・募集・採用選考等）が分からない               |  |
| <input type="checkbox"/> ・過去に障害者を雇用したことがあるが、雇用管理に苦慮したため障害者雇用への抵抗がある。 |  |

②現在の問題点や課題（障害者雇用が進まない要因など）

③これまでにあった問題点や課題

### 3. 障害者雇用への取組姿勢等

#### ①障害者雇用の目標

（例：来年の6月1日までは法定雇用率を達成したい。まずは障害者を1人雇用して、定着してもらいたい。時間をかけて社内の体制づくりをしたい。）

#### ②障害者雇用の社内推進体制

体制が決まっている

体制が決まっていない

（責任者）

部署・役職

氏名

（補足事項）

#### ③障害者雇用相談援助事業を利用するにあたっての要望・質問等

### 【障害者雇用相談援助事業ご利用にあたっての注意事項】

障害者雇用相談援助事業による支援を受けられる事業主は、以下の要件を全て満たす必要があります。事前にご確認いただいた上で、都道府県労働局長の認定を受けた事業者にご利用相談をお願いします。

- 雇用する障害者の数が、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する法定雇用障害者数未満である。
- 障害者雇用に関するノウハウが不足しているが、障害者を雇用しようとする意思がある。
- 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が実施する、障害者雇用相談援助事業と同様の支援措置を受けていない。
- 障害者雇用相談援助事業の適正な実施に係る高齢・障害・求職者雇用支援機構または都道府県労働局が行う調査等に応じる
- こととしている。
- 次のいずれにも該当しない。
  - ① 助成金の不正受給（偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の受給資格の認定又は支給を受け、若しくは受けようとするをいいます。）等により障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られている事業者
  - ② 助成金の不正受給等により助成金の返還又は納付を命じられた金額の納付の履行が終了していない事業者
  - ③ 継続性を有する事業活動又は法令を遵守した適切な運営がなされていない事業者
  - ④ 労働関係法令違反により送検処分を受けた事業者
  - ⑤ 厚生年金保険、健康保険、雇用保険等の加入義務がある事業者であって、認定申請又は支給請求しようとする日において、加入していない場合又は加入していても当該支給対象障害者及びその雇用する労働者の社会保険料等を支払っていない事業者

- ⑥ 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業者
- ⑦ 次のイからチまでに掲げるいずれかに該当する暴力団関係事業所の事業者
- イ 事業者の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下この節において「役員等」という。）のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この節において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者のいる事業所
  - ロ 暴力団員をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
  - ハ 暴力団員がその事業活動を支配する事業所
  - ニ 暴力団員が経営に実質的に関与している事業所
  - ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員を利用するなどしている事業所
  - ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
  - ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
  - チ イからトまでに該当する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所
- ⑧ 役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している事業者
- ⑨ 次のイからハマまでに掲げる事項について、あらかじめ同意していない事業者
- イ 機構が助成金の支給に係る審査に必要な事項について確認又は実地調査を行う際に協力すること
  - ロ 助成金の不正受給を行った場合、機構が当該事業主名等を公表すること及び助成金の不正支給措置を執ること
  - ハ 助成金の不正受給等により助成金を受給した場合、不正受給等により受給した助成金又はその他の請求金（①不正受給により返還を求められた額のほか、②延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額）を返還又は納付等すること。

### 【障害者雇用相談援助事業ご利用の流れ】

